

大阪市条例第30号

大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部
を改正する条例

大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年大阪市
条例第86号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規
定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(認定こども園の認定の要件) 第3条 第1条の要件は、次条から第14条ま でに定めるもののほか、法第3条第2項及 び第4項並びに就学前の子どもに関する教 育、保育等の総合的な提供の推進に関する 法律第3条第2項及び第4項の規定に基づ き内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める 施設の設備及び運営に関する基準（平成26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 2号。以下「設備運営基準」という。）（第 二 二後段、第四 九後段、第五（五 8 を除く。）、第七、第八 三、第八 五及び 第八 八を除く。）及び就学前の子どもに関 する教育、保育等の総合的な提供の推進に 関する法律第3条第2項及び第4項の規定 に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が 定める施設の設備及び運営に関する基準の 一部を改正する件（令和6年内閣府・文部 科学省告示第1号）附則第2項に定めると ころによる。	(認定こども園の認定の要件) 第3条 第1条の要件は、次条から第14条ま でに定めるもののほか、法第3条第2項及 び第4項並びに就学前の子どもに関する教 育、保育等の総合的な提供の推進に関する 法律第3条第2項及び第4項の規定に基づ き内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める 施設の設備及び運営に関する基準（平成26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 2号。以下「設備運営基準」という。）（第 二 二後段、第四 九後段、第五（五 8 を除く。）、第七、第八 三、第八 五及び 第八 八を除く。）に定めるところによる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。